

売上減少が続く飲食関連事業者等を対象とした
事業継続に向けた支援金を支給します

新潟県 事業継続支援金 (飲食関連事業者等)

①県内で単独店舗又は事業所を
経営する事業者

20万円

②県内で複数店舗又は事業所を
経営する事業者

40万円

事業内容
.....

飲食店の売上減少により、長期にわたり厳しい経営状況が続いている飲食関連事業者等に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

対象者
.....

県内の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供し、県内に本社又は本店を有する法人又は個人
(タクシー事業者・自動車運転代行業者を含む)
※飲食店を併せて経営している場合は、飲食事業者への支給と合わせて40万円を上限に支給します。

支給要件
.....

事業者全体の売上高について、令和2年12月から令和3年8月までの期間において、2か月連続して前年同月比で20%以上減少していること

申請方法
.....

申請書に添付書類を添えて、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で「郵送」してください。
※感染拡大を防止するため、持参による申請はできません。

募集期間
.....

令和3年 **6月1日 (火)**

~ 令和3年 **9月30日 (木)**

お問い合わせ先

事業継続支援金センター

(電話番号) 025-248-7270

(受付時間) 午前9時から午後5時まで
(土日祝日を除く)

申請書・詳細はホームページをご覧ください

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/insyokukanren.html>

新潟県 飲食関連  で検索